

甲府都市計画地区計画の決定（甲府市決定）

都市計画濁川西地区地区計画を次のように決定する。

名 称		濁川西地区地区計画			
位 置		甲府市砂田町の一部、酒折一丁目の一部、里吉二丁目の一部、里吉四丁目の一部、蓬沢一丁目の一部、青葉町の一部、住吉三丁目の一部			
面 積		約 74.0 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の東部に位置し、西側を市街化区域に、北側及び東側を濁川に、南側を国道20号に囲まれた地区で、相当程度市街化が進行し、既に地区の過半が人口集中地区となっている。</p> <p>そこで地区計画を策定し、区画道路等の地区施設の整備によって、秩序ある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>南部及び東部を果樹園等に囲まれていることから、自然豊かで良好な周辺の景観を損なわないような住居系の土地利用を基本としつつ、既に工業的土地利用がされている地区においては、市街化区域に編入の際に住工混在を整理する土地利用を図っていく。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設については、和戸町竜王線、上阿原町寿町線、県道甲府八代線、国道20号と主要幹線が東西方向に走っており、住吉四丁目善光寺線、太田町蓬沢線も計画されているのでこれらを利用し、既設市道等を拡幅することによる地区内道路網の整備を図り地域住民の健康的かつ文化的な生活を確保する。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路（配置は計画図表示のとおり）		
			名 称	幅 員	延 長
			区画道路1号	6.0m	約130m
			区画道路2号	6.0m	約340m
			区画道路3号	6.0m	約290m
			区画道路4号	6.0m	約230m
			区画道路5号	6.0m	約220m
			区画道路6号	6.0m	約360m
			区画道路7号	6.0m	約480m
			区画道路8号	6.0m	約200m
		区画道路9号	4.75m	約210m	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗関連営業の用に供する建築物</p> <p>（2）畜舎</p>			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由 当地区は、甲府市都市計画マスタープランにまちづくり促進区域として位置付けされた地区であり、健全な市街地整備を図るため地区計画を定めるものである。

平成17年4月28日決定告示

平成20年3月13日変更決定告示